

都市計画税の用途について（平成30年度当初予算分）

用途地域内の土地や家屋に課税される都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費の財源として使用されますが、平成30年度の当初予算における都市計画税の用途は、次のとおりです。

〔歳入〕 都市計画税の収入額 118,501 千円

〔歳出〕 都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費 488,786 千円

（単位：千円）

区分	事業費	財源内訳					
		特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	都市計画税	その他
土地区画整理事業	115,437	0	0	0	0	28,024	87,413
街路事業	66,753	0	0	0	661	16,045	50,047
下水道事業	306,596	0	0	0	0	74,432	232,164
合計	488,786	0	0	0	661	118,501	369,624

※1 都市計画税は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。

※2 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。